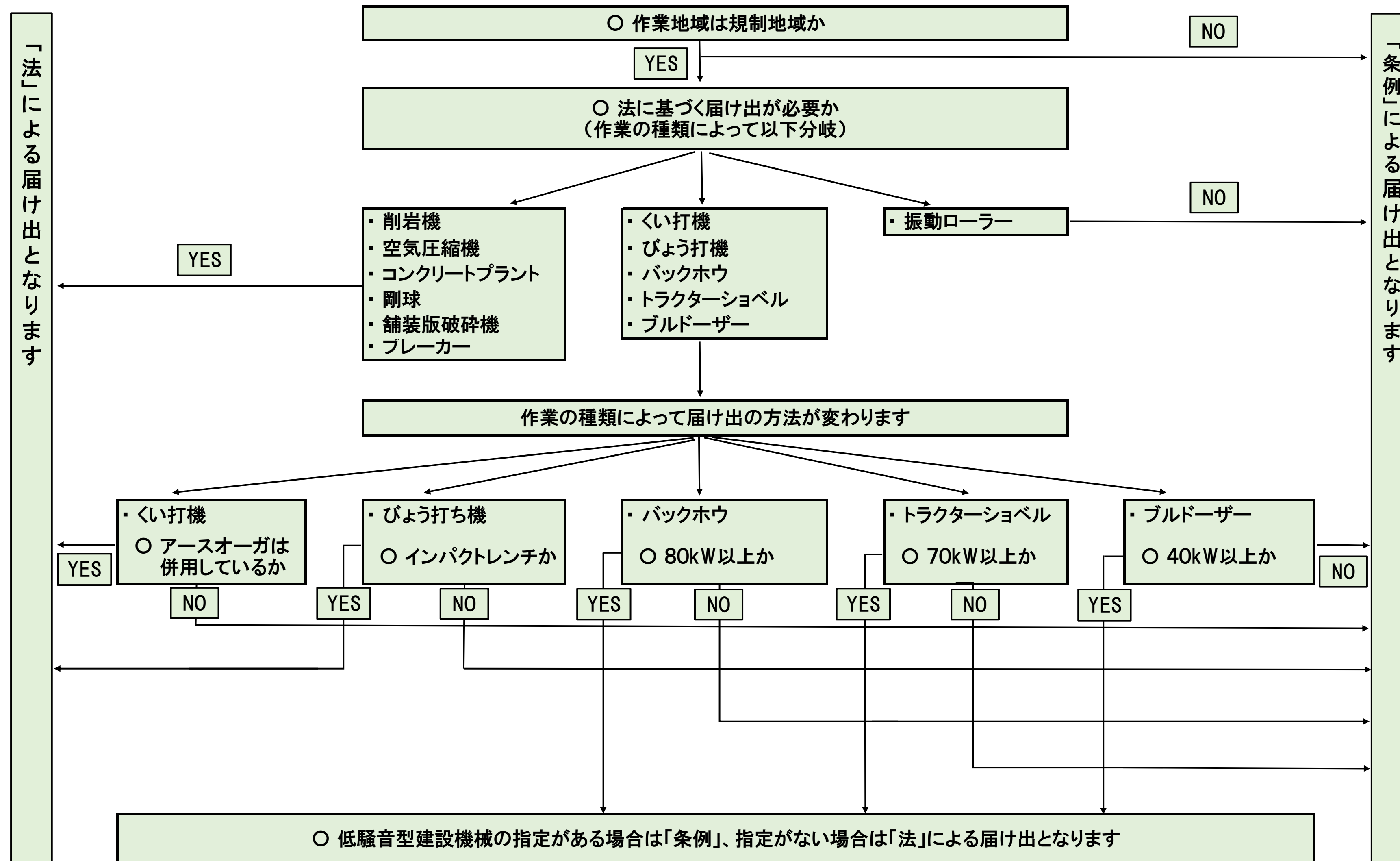


# 特定建設作業 フローチャート



※規制地域とは

用途地域並びに市街化調整区域のうち大字蔵波字鎌倉街道3308番の13地先から大字三ツ作字屋敷前127番の1地先までの館山自動車道の両側10メートルの地域地域及び大字大鳥居字川原130番の1地先から字谷876の2地先までの館山自動車道の両側100メートルの地域をいいます。

※用途地域とは

都市計画法によって定められた次の地域をいいます。  
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域です。なお、地図については、市ホームページの都市計画図を参照してください。

※低騒音型建設機械とは

「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー」に該当する建設機械をいいます。  
なお、指定された建設機械については、国土交通省のホームページを参照してください。